

新潟県立出雲崎高等学校いじめ防止基本方針

本校では、全ての教職員が、「いじめ（いじめの定義 **別紙1**）はどの子供にも起こり得る」という事実を踏まえ、生徒の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組みます。

いじめ防止等の対策のための組織として、「いじめ対策委員会」を組織し、保護者、地域、関係機関とも連携しながら、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通した未然防止対策に取り組むとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に認知し、早期解決に向け組織的に対応します。

特に、重大事態が発生した場合には、速やかに県教育委員会に報告し、連携しながら対処するとともに、状況により所轄の警察署等の関係機関に通報し、援助を求めます。

本基本方針に基づき、「新潟県立出雲崎高等学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画 **別紙2**」を作成し、この計画に基づいて基本方針の実践に努めていきます。

1 組織的な対応

- 校内に「いじめ防止対策委員会（定期開催）」と「いじめ認知時対応委員会（認知時開催）」を組織し、様々な教育活動を通した未然防止に取り組むとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、積極的に認知し、早期の解決に向け組織的に対応します（**別紙3**）。
- いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する職員研修を年間計画に位置付け、個々の教職員の異なる理解や認識に基づく「温度差」を取り除き、共通理解を図るとともに、具体的対応力の向上を図ります。

2 いじめの未然防止

- 生徒一人ひとりに対して、豊かな心を育み、道徳性を身につけさせることを通して「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成し、いじめに発展するかもしれない日常のトラブルの解決が図れるよう、継続的、計画的な指導を実践します。
- 生徒一人ひとりが、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「集団づくり」や「授業づくり」への取組を充実させるなど、いじめのない学校づくりに向けた指導の充実を図ります。
- 教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないよう、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。
- インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導します。

3 いじめの早期発見

- いじめは、「目に見えにくいタイプのいじめ」「暴力を伴わぬいじめ」など、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われるということを、教職員一人ひとりが強く認識します。
- 生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視し、生徒の些細な変化を見逃さないようにします。
- 日頃から生徒への態度や関わり方に配慮して信頼関係を深め、生徒がいじめを相談しやすい体制を整えます。
- 日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。
- 生徒、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にします。
- 新潟県のいじめ相談窓口やポータルサイトなどの情報提供に努めます。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して一部の教職員が抱え込むことなく組織的に対応します（**別紙3**）。

4 いじめの早期解決

- いじめを受けたとされる生徒を徹底的に守り通します。
- いじめを受けたとされる生徒や保護者の立場に立って対応します。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせたことで安易に解決したと思い込むことなく、組織的かつ継続的に対応します（**別紙3**）。
- いじめを行った生徒については、行為の善悪をしっかり理解させるとともに反省させ、二度といじめることのないよう、学校組織として継続して指導します。
- 双方の保護者に対して、学校組織として説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向け取り組めるようにします。
- いじめを見ていた生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成します。
- いじめを認知した生徒が安心して伝えられる学校（環境）づくりに取り組み、伝えた生徒への見守りを行います。
- 解決した後も、いじめを受けたとされる生徒、いじめを行った生徒の双方を継続的に指導・援助し、良好な人間関係の構築に努めます。

